

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月二十五日

佐賀県人事委員会

委員長 馬 場 昌 平

佐賀県人事委員会規則第九号

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則（昭和四十一年佐賀県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第十条を次のように改める。

第十条 削除

第十六条を次のように改める。

第十六条 削除

第三十四条第一項中「様式第二十二」を「様式第二十一」に改める。

様式第四を削り、様式第五を様式第四とし、様式第六を様式第五とし、様式第七を様式第六とし、様式第八を削り、様式第九を様式第七とし、様式第十から様式第十三までを二様式ずつ繰り上げる。

様式第十三の二を様式第十二とし、様式第十四を様式第十三とし、様式第十五から様式第二十二までを一様式ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、地方独立行政法人佐賀県立病院好生館の成立の日から施行する。